

筑後市立病院公式 Instagram ページ運用方針

(Instagram について)

第 1 条 Instagram とは、メタ・プラットフォームズが所有するアメリカの写真・動画共有ソーシャル・ネットワーキング・サービス (SNS) であり、2010 年 10 月に iOS でサービスが開始された。2014 年 2 月に日本語アカウントが開設され、日本の月間アクティブユーザー数は 2019 年末時点で 3000 万人を超え、今や Facebook や Twitter などと並び、日本に深く根付いた SNS といえる。

(目的)

第 2 条 SNS として広く普及している Instagram を広報媒体として利用し、筑後市立病院 (以下、「当院」) の情報を広く伝えるため、その運用に関する具体的な手順やルールをこの運用方針で定める。

(適用範囲)

第 3 条 この運用方針は、当院公式 Instagram (以下、「本ページ」) を運用する全ての者に適用する。

(管理)

第 4 条 本ページは原則として当院公式のものを一つ設置し、その管理は総務企画課が行う。

どうしても本ページでの情報発信に不都合がある場合は、例外的に別途 Instagram ページを立ち上げるものとする。

2 本ページは、当院 Instagram アカウントを、投稿者権限に設定するものとする。

(投稿)

第 5 条 投稿者は、総務企画課職員とする。

2 投稿内容は、原則として当院に関する情報、医療の情報、採用情報、地域の方の健康増進となるための情報、周辺地域のイベント情報、当院が投稿可能と判断したものとする。

3 コメントは原則行わないものとする。

4 「いいね！」ボタンクリックやフォローは原則行わないものとする。ただし、当院の組織内で運営しているページや、公式ページの確認がとれる国、地方公共団体又は公共性の高い団体の運用するページ、連携医療機関・施設はこの限りではない。

5 投稿者は、投稿内容の担当部署を明記するものとする。

6 投稿内容に関しては、総務企画課がその責を負うものとする。

(遵守事項)

第 6 条 この運用方針のほか、当院公式 Instagram ページ利用要領、関連法令、関連条例を遵守すること。

(停止または削除)

第 7 条 本ページの運用が困難と判断される場合には、当院公式ホームページに明記したうえで速やかに本ページを停止、又はアカウントを削除するものとする。

(その他)

第 8 条 この運用方針に定めがない事項については、総務企画課が適切な判断を行うものとする。

附則

この運用方針は、令和 4 年 12 月 1 日から施行する。

この運用方針は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。